

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答																							
1	給付金の対象となる中小企業者とは何か。	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいいます。また、「個人事業主」「フリーランス」の方も対象となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">業 種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> <th style="text-align: center;">小規模企業者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金の額又は 出資の総額</th> <th style="text-align: center;">常時使用する 従業員の数</th> <th style="text-align: center;">常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)			小規模企業者																					
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数																						
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下																						
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																						
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下																						
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下																						
2	一般社団法人や一般財団法人などは対象となるか。	給付要件を満たす法人は対象となります。他にも、特定非営利活動法人(NPO)、事業協同組合、商工組合、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人なども対象となります。ただし、宗教上の組織若しくは団体及び政治団体、任意のグループなどは対象とはなりません。																							
3	事業所とは何か。	従業員が従事する本店・支店・営業所等(単なる資材置き場や一時的な仮事務所等は含みません。)をいいます。																							
4	石岡市外に本社(主たる事業所)があり、事業所の一部が石岡市内にある。この場合は対象者となるか。	本社(主たる事業所)が市外の場合でも、給付金の申込みの日以前、石岡市内に3ヶ月以上事業所があれば対象となります。また、申請書に石岡市内の事業所の所在地を記入していただき、確定申告書類の写し、営業許可書の写し等、市内で事業をしていることが分かる資料を添付してください。																							
5	売上高は法人全体で計算するのか。	売上高につきましては、法人全体で計算をしてください。市外に本店(及び事業所)がある場合も含め、全体で計算をしてください。																							
6	売上高について、法人全体としては売上高減少率30%以上50%未満を満たさないが、石岡市内の事業所としては要件を満たしている。この場合、申請は可能か。	売上高は、事業所単位ではなく法人単位で計算をすることから、法人全体として売上高減少率30%以上50%未満を満たしていない場合、対象外となります。																							

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答
7	個人事業主の場合、自宅住所が石岡市内、主たる事業所(店舗、工場等)が石岡市外の場合、申請は可能か。	事業所(店舗、工場等)の所在地が石岡市内であることが要件であるため、申請はできません。事業所(店舗、工場等)の所在地が石岡市内であることの証明書類の提出をお願いいたします。 ※①所得税青色申告決算書(青色申告の場合)又は②収支内訳書(白色申告の場合) ⇒個人事業の開業・廃業等届出書、営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し、HPの会社案内(市内所在地が分かるもの)、公共料金の支払領収書の写しのいずれかを提出してください。
8	個人事業主の場合、売上高とは具体的にどのような収入か。	「所得税青色申告決算書(青色申告の場合)」又は「収支内訳書(白色申告の場合)」の「売上(収入)金額」の項目に該当する収入のことを言います。
9	3ヶ月以上引き続き市内において事業を営んでいるとは、どのように確認をするのか。	事業所が3ヶ月以上石岡市内にあることを証明する書類として、「営業許可書」「所得税青色申告決算書(青色申告の場合)」「収支内訳書(白色申告の場合)」などの提出をお願いいたします。「申請時チェックリスト」に記載されている書類を提出してください。
10	売上高減少率の対象月となる1月～12月とは、任意で選択していいのか。	1月～12月のうち、売上高の減少率が30%以上50%未満である月を選択してください。 ※ただし、1月から申請月の間にひと月でも前年同月と比較して売上高が50%以上減少している場合は、交付対象外となります。
11	売上高の減少率が30%以上50%未満であることの確認はどのように行うのか。	売上高減少申告書・誓約書に令和2年1月～申請日の前月を任意に選択した1ヶ月間の売上高及び前年同月(創業後1年未満で、前年同月の売上高と比較困難な場合は、直近2ヶ月間)の売上高を記入してください。また、根拠資料として以下の資料の提出が必要となります。 ①令和2年1月～申請月の前月末までの全ての売上高が分かる書類 ・月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)等 ②前年同月(創業後1年未満の場合は、直近2ヶ月間)の売上高が分かる書類 ・法人の場合:「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書(表面及び裏面)」 ・個人事業主の場合:「所得税青色申告決算書(青色申告の場合)」 ※法人、個人事業主共に、上記記載の書類の提出がない場合は、月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)の提出が必要となります。
12	売上台帳はどんな書類を用意すればよいか。	令和2年1月～申請月の前月末までの事業収入がわかる書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。 ※提出するデータが対象月の事業収入であることが確認できるよう、対象となる売上月を記載してください。

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答
13	売上高減少率が50%以上の場合、申請はできないのか。	申請できません。令和2年1月から申請月までの間について、前年同月と比較して売上高が50%以上減少しないことなどが要件となるからです。
14	売上高減少率が50%以上の事業者を対象外とする理由は何か。	売上高が前年同月と比較して50%以上減少した事業者の方は国の持続化給付金の対象になることから、その対象とならない事業者を緊急的に支援する必要がありと考え、売上高減少率50%以上の事業者の方を対象外としたものです。
15	1年前から店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などにより前年より企業が成長していることにより、現在の企業全体の売上高と、前年同月の売上高を比較することが適当ではない場合、申請は可能か。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障が生じているにも関わらず、前年以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などによって、売上高の前年比較では申請が困難な場合、特例として、令和2年1月～申請月の前月末までの間で選択したひと月の売上高と、その選択したひと月の売上高の直近2か月間の平均額を比較します。
16	令和元年10月から消費税率が10%となったことにより、売上高が増加し、減少率の基準を満たさない場合、申請は可能か。	消費税抜きの売上高の比較により減少率を算出してください。
17	申請後、市外に事業所を移転する予定だが、この場合申請は可能か。	申請できません。給付金申請日以降も石岡市内で事業を継続していく意思があることが要件となります。
18	国の持続化給付金及び、県の休業要請協力金との併用は可能か。	国の持続化給付金の対象とならない方を対象としているので、持続化給付金との併用はできません、県の休業要請協力金との併用は可能です。
19	国の持続化給付金が今後該当する可能性がある場合はどのように対応したらよいか。	国の持続化給付金の申請又は申請予定がある場合は、本給付金の申請はできません。国の制度を活用できる可能性がある場合は、本年中に国の申請要件(前年同月比で事業収入が50%以上減少)に満たすか否かを判断いただき選択していただくこととなります。
20	本給付金を受給後に国の申請をした場合はどのような手続きが必要か。	本給付金は国の持続化給付金に対象とならなかった事業者向けの支援となりますので、記名、押印いただいた「売上高減少申告書・誓約書」に記載があるように、本給付金については返還していただくこととなります。
21	新型コロナウイルス感染症の影響をどのように確認するのか。	売上高減少申告書・誓約書の「誓約・同意事項」において、「新型コロナウイルス感染症による影響のため、売上高の減少が生じたものです」と記載しており、当該書類に記名・押印をし誓約・同意していただくことで確認を行います。

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答
②給付金申請手続き		
22	申請書類はどこで受け取れるか。	市公式ホームページから申請書類をダウンロードできます。また、本庁舎(商工課)、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。
23	申請方法について、郵送とあるが、直接市役所に持参することは可能か。	直接窓口での申請が可能です。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、郵送での申請にご協力ください。 【郵送先】 〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛
24	提出書類の「市内で3ヶ月以上事業を営んでいることが確認できる書類」とは、申請時チェックリストに記載されている資料を全て提出しなければならないのか。	いずれか1つをご提出ください。 ※公共料金の支払領収書の写しを提出する場合は、3ヶ月分の提出が必要です。
25	確定申告書類はどの部分を提出すればよいか。	以下のとおり、コピーいただき提出をお願いします。 法人:「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書(表面及び裏面)」 個人:①所得税青色申告決算書(青色申告の場合) ②収支内訳書(白色申告の場合) なお、收受日付印が押されていないものについては、市税部門に照会を行います。また、e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」など、データを送信したことがわかる書類の添付をお願いいたします。
26	確定申告書類を紛失した。どうすればいいか。	確定申告書類については、土浦税務署で再発行ができますので、手続きをお願いいたします。
27	個人事業主で所得が基礎控除内(38万円)の場合など、税務署にて確定申告をしていない場合はどうすればよいか。	住民税申告の写し及び収支内訳書を提出してください。紛失された場合は、市税務課で再発行ができますので、手続きをお願いします。
28	e-Taxで確定申告をした場合、提出書類はどうすればいいか。	受信通知など、データを送信したことが分かる書類を追加で添付してください。
29	消費税の申告書類での申請は可能か。	消費税の申告書類はお使いいただけません。
30	申請処理が不備なく受理されたかどうかを確認したい。	郵送の場合は、書類を確認後、不備がなければ交付通知書を本店所在地に送付いたします。不備があった場合、電話等で問い合わせをさせていただきます。 なお、審査の結果交付決定とならなかった場合は不交付決定通知を送付いたします。

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答
③給付金の額, 回数, 申請期限		
31	複数の事業者(中小企業)の代表を兼ねているが, それぞれの事業者において20万円の給付が受けられるのか。	それぞれの事業者において20万円の給付が受けられます。
32	石岡市内に複数の事業所(店舗, 工場等)があるが, 事業所(店舗, 工場等)ごとに20万円の給付が受けられるのか。	事業者(中小企業)ごとの給付となるため, 石岡市内に複数の事業所(店舗, 工場等)があった場合でも, 20万円の給付となります。
33	申請期限が1月29日となっているが, 1月29日に申請しても大丈夫か。	予算の範囲内での交付となることから, その時点で給付金の申請受付は終了となります。
34	給付金の受取方法は口座振込のみか。現金の受取はできないか。	口座振込のみとなります。現金での受取はできません。
35	給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかるか。	申請書類に不備がない場合, 2週間程度で指定口座へ入金いたします。
④申請書類の記入方法		
36	売上高減少率の端数の計算方法はどうすればいいか。	小数点以下は切捨てとなります。 例: 29.99%⇒29%(対象外) 49.99%⇒49%(対象)
37	申請書の添付資料は写しで良いか。	写しで構いません。
⑤その他		
38	給付金は課税対象となるか。	今回の中小企業者への給付金につきましては, 事業者支援としての性質上, 課税扱いとなります。しかしながら, 必ずしも税負担が生じるものではありません。 給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や, 収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには, 所得税の負担は生じません。ご不明な点等がございましたら, 最寄りの税務署までご連絡ください。
39	他の給付金等の支援制度はあるか。	国の持続化給付金がございます。
40	国の持続化給付金とどのように違うか。	給付対象者の要件が異なります。持続化給付金の問い合わせ先は以下のとおりです。 ○持続化給付金事業コールセンター 直通番号: 0120-279-292 / IP電話専用回線: 03-6832-6631 受付時間: 8時30分～19時00分

石岡市中小企業等事業継続給付金 Q&A集

番号	質問	回答
41	兼業で事業を行っているが対象となるか。またその際の売上減少額の計算方法は。	確定申告において事業収入があれば対象となります。また、売上額は、確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません、また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。
42	個人事業主・フリーランスで、本業の仕事で得た収入を雑所得・給与所得として申告しているが、本給付金の対象となるか。	通常の申請書類のほかに、雑所得や給与所得の事業性を証明する書類を添付する必要があります。(委託元から発行された「契約書」や「支払調書」, 「源泉徴収票」など)
43	個人事業主の不動産収入は対象となるか。	対象となりません。これは、個人の「事業収入」とは、所得税の確定申告書第1表左上の「収入金額等」のうち「事業」欄に記載されるもの(営業等・農業)となるため、個人で不動産賃貸業を行っている場合の不動産収入は対象となりません。 ※国の持続化給付金においても対象外とされています。(R2.5.4現在)